

大口町告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

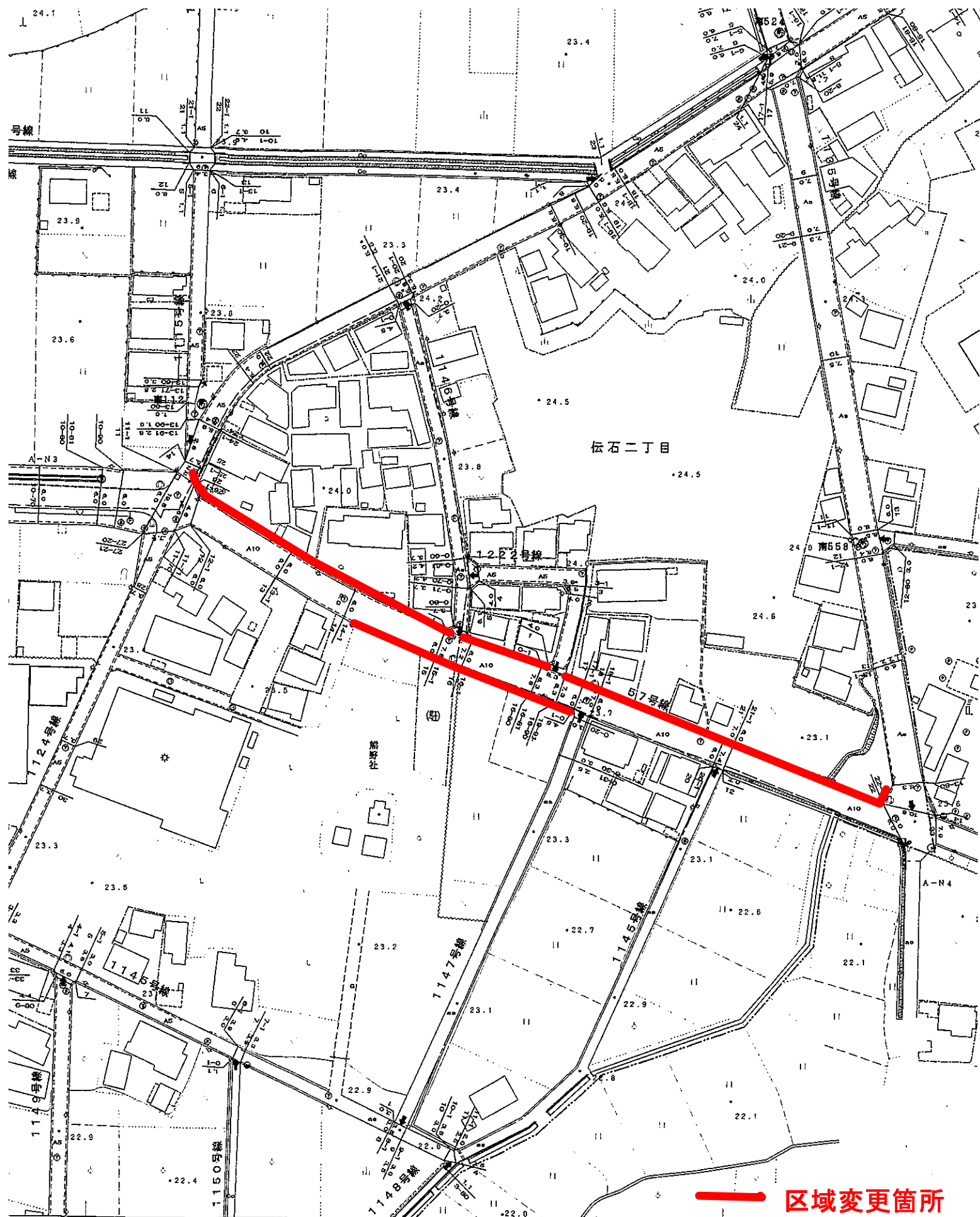
その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月12日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
57	内津々線	新	秋田一丁目 1 番地先から 外坪三丁目 113 番地先まで	4.5～25.0m	1784.9m
		旧	秋田一丁目 1 番地先から 外坪三丁目 113 番地先まで	3.5～25.0m	1784.9m



**— 区域変更箇所**

39

1 : 1,500

100

150

200M

「この測量成果は、国土地理院長の承認  
同院所管の測量標及び測量成果を使用  
(承認番号) 平17 部 公 第9号

「この測量成果は、国土地理院長の承認  
同院所管の測量成果を使用して得たも  
(承認番号) 平22 部 公 第8号